

議案第 80 号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和5年2月27日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県税条例の一部を改正する条例

（鳥取県税条例の一部改正）

第1条 鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

<p>(利子割に係る更正及び決定に関する通知)</p> <p>第52条 法第71条の11第4項の規定による更正又は決定の通知、 <u>法第71条の14第7項</u>の規定による過少申告加算金額又は不申告 加算金額の決定の通知及び法第71条の15第5項の規定による重 加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。</p> <p>(配当割に係る更正及び決定に関する通知)</p> <p>第53条の8 法第71条の32第4項の規定による更正又は決定の通 知、<u>法第71条の35第8項</u>の規定による過少申告加算金額又は不 申告加算金額の決定の通知及び法第71条の36第5項の規定によ る重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行 う。</p> <p>(株式等譲渡所得割に係る更正及び決定に関する通知)</p> <p>第53条の16 法第71条の52第4項の規定による更正又は決定の通 知、<u>法第71条の55第8項</u>の規定による過少申告加算金額又は不</p>	<p>(利子割に係る更正及び決定に関する通知)</p> <p>第52条 法第71条の11第4項の規定による更正又は決定の通知、 <u>法第71条の14第6項</u>の規定による過少申告加算金額又は不申告 加算金額の決定の通知及び法第71条の15第5項の規定による重 加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。</p> <p>(配当割に係る更正及び決定に関する通知)</p> <p>第53条の8 法第71条の32第4項の規定による更正又は決定の通 知、<u>法第71条の35第7項</u>の規定による過少申告加算金額又は不 申告加算金額の決定の通知及び法第71条の36第5項の規定によ る重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行 う。</p> <p>(株式等譲渡所得割に係る更正及び決定に関する通知)</p> <p>第53条の16 法第71条の52第4項の規定による更正又は決定の通 知、<u>法第71条の55第7項</u>の規定による過少申告加算金額又は不</p>
--	--

<p>申告加算金額の決定の通知及び法第71条の56第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。</p> <p>(法人の事業税に係る更正及び決定に関する通知)</p> <p>第63条 法第72条の42の規定による更正又は決定の通知、<u>法第72条の46第7項</u>の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第72条の47第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。</p> <p>(個人の事業税の賦課徴収に関する申告)</p> <p>第66条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定による申告の義務を有しない者で当該年度の翌年度以後において法第72条の49の12第6項、第7項又は<u>第14項</u>の規定の適用を受けようとするものは、当該年の3月15日まで</p>	<p>申告加算金額の決定の通知及び法第71条の56第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。</p> <p>(法人の事業税に係る更正及び決定に関する通知)</p> <p>第63条 法第72条の42の規定による更正又は決定の通知、<u>法第72条の46第6項</u>の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第72条の47第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。</p> <p>(個人の事業税の賦課徴収に関する申告)</p> <p>第66条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定による申告の義務を有しない者で当該年度の翌年度以後において法第72条の49の12第6項、第7項又は<u>第10項</u>の規定の適用を受けようとするものは、当該年の3月15日まで</p>
---	---

<p>に、法第72条の55第2項の総務省令で定めるところにより、知事に申告することができる。</p> <p>(住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)</p> <p>第89条 法第73条の24第1項(法附則第11条の4第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第2項又は第3項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の24第1項(法附則第11条の4第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第2項又は第3項の規定の適用を受けようとするものは、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべ</p>	<p>に、法第72条の55第2項の総務省令で定めるところにより、知事に申告することができる。</p> <p>(住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)</p> <p>第89条 法第73条の24第1項(法附則第11条の4第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第2項又は第3項の規定の適用を受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第84条第1項の申告書を提出する者で、法第73条の24第1項(法附則第11条の4第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第2項又は第3項の規定の適用を受けようとするものは、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべ</p>
--	--

<p>き旨及び第1項第4号に掲げる事項を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の24第2項又は第3項の規定の適用を受けようとする者にあつては第84条第1項の申告書に前項の書類（前条第2項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を、法附則第11条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第73条の24第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては前条第4項の書類（同条第3項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付しなければならぬ。</p> <p>い。</p> <p>4 略</p>	<p>き旨及び第1項第4号に掲げる事項を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合において、法第73条の24第2項又は第3項の規定の適用を受けようとする者にあつては第84条第1項の申告書に前項の書類（前条第2項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を、法附則第11条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第73条の24第1項の規定の適用を受けようとする者にあつては前条第4項の書類（同条第3項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。）を添付しなければならぬ。</p> <p>い。</p> <p>4 略</p> <p><u>（心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告）</u></p> <p>第107条 法附則第11条の4第1項の規定の適用を受けようとする</p>
---	---

事業主は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項に規定する助成金の支給を受けたことを証明する書類及び当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を同項の施行令で定める事業所の事業の用に供したことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 施設を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 施設の所在、家屋番号、床面積及び名称
- (3) 施設を取得した年月日
- (4) 支給を受けた助成金の額及び支給を受けた年月日

(心身障害者を多数雇用する事業主の施設の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)

第108条 法附則第11条の4第2項において準用する法第73条の25第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申告書に、助成金の支給を受けたことを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による

	<p>申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>施設を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称</u></p> <p>(2) <u>施設の所在、家屋番号、床面積及び名称</u></p> <p>(3) <u>施設を取得した年月日</u></p> <p>(4) <u>支給を受ける助成金の予定金額及び支給を受ける予定年月日</u></p> <p>2 <u>法附則第11条の4第2項において準用する法第73条の27第1項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。</u></p>
<p><u>第107条及び第108条 削除</u></p> <p>(宅地建物取引業者による中古住宅の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)</p> <p>第109条 法附則第11条の4第2項の規定の適用を受けようとする</p>	<p>(宅地建物取引業者による中古住宅の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)</p> <p>第109条 法附則第11条の4第4項の規定の適用を受けようとする</p>

<p>宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第167号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>(1) 当該住宅が法附則第11条の4第2項に規定する住宅性能向上改修住宅に該当することを証明する書類</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 第84条第1項の申告書を提出する者で、法附則第11条の4第2項の規定の適用を受けようとするものは、住宅の取得につき同項の規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合においては、第84条第1項の申告書に前項の書類を添付しなければならない。</p>	<p>宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第167号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>(1) 当該住宅が法附則第11条の4第4項に規定する住宅性能向上改修住宅に該当することを証明する書類</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 第84条第1項の申告書を提出する者で、法附則第11条の4第4項の規定の適用を受けようとするものは、住宅の取得につき同項の規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えることができる。この場合においては、第84条第1項の申告書に前項の書類を添付しなければならない。</p>
--	--

<p>(宅地建物取引業者による中古住宅の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)</p> <p>第110条 法附則第11条の4第3項において準用する法第73条の25第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする宅地建物取引業者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得した日から2年以内に改修工事を行うことを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による当該住宅の取得の申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 法附則第11条の4第3項において準用する法第73条の27第1項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする宅地建物取引業者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条第1項各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>(宅地建物取引業者による中古住宅の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)</p> <p>第110条 法附則第11条の4第5項において準用する法第73条の25第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする宅地建物取引業者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得した日から2年以内に改修工事を行うことを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による当該住宅の取得の申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 法附則第11条の4第5項において準用する法第73条の27第1項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする宅地建物取引業者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条第1項各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。</p>
--	--

<p>(宅地建物取引業者による中古住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)</p> <p>第111条 法附則第11条の4第4項の規定の適用を受けようとする宅地建物取引業者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第109条第2項の規定により既に提出されている書類については、添付を省略することができる。</p> <p>(1) 当該住宅が法附則第11条の4第4項に規定する特定住宅</p> <p>性能向上改修住宅に該当することを証明する書類</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 第84条第1項の申告書を提出する者で、法附則第11条の4第4項の規定の適用を受けようとするものは、土地の取得につき同項の規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えること</p>	<p>(宅地建物取引業者による中古住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)</p> <p>第111条 法附則第11条の4第6項の規定の適用を受けようとする宅地建物取引業者は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 前項の申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第109条第2項の規定により既に提出されている書類については、添付を省略することができる。</p> <p>(1) 当該住宅が法附則第11条の4第6項に規定する特定住宅</p> <p>性能向上改修住宅に該当することを証明する書類</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 第84条第1項の申告書を提出する者で、法附則第11条の4第6項の規定の適用を受けようとするものは、土地の取得につき同項の規定の適用があるべき旨を付記した第84条第1項の申告書を提出することにより、第1項の申告書の提出に代えること</p>
--	--

<p>ができる。</p> <p>4 略</p> <p>(宅地建物取引業者による中古住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)</p> <p>第112条 法附則第11条の4第5項において準用する法第73条の25第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする宅地建物取引業者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得した日から2年以内に改修工事を行うことを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による当該住宅の取得の申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 法附則第11条の4第5項において準用する法第73条の27第1項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする宅地建物取引業者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条第1項各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しな</p>	<p>ができる。</p> <p>4 略</p> <p>(宅地建物取引業者による中古住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申告等)</p> <p>第112条 法附則第11条の4第7項において準用する法第73条の25第1項の規定による徴収猶予の適用を受けようとする宅地建物取引業者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、住宅を取得した日から2年以内に改修工事を行うことを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による当該住宅の取得の申告をする際に併せて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 法附則第11条の4第7項において準用する法第73条の27第1項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする宅地建物取引業者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前条第1項各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しな</p>
--	--

<p>ればならない。</p> <p>(たばこ税に係る更正、決定等に関する通知)</p> <p>第123条 法第74条の20第4項の規定による更正又は決定の通知、 法第74条の23第7項の規定による過少申告加算金額又は不申告 加算金額の決定の通知及び法第74条の24第5項の規定による重 加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。</p> <p>(ゴルフ場利用税に係る更正及び決定に関する通知)</p> <p>第133条 法第87条第4項の規定による更正又は決定の通知、法第 90条第7項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額 の決定の通知及び法第91条第5項の規定による重加算金額の決 定の通知は、規則で定める通知書によって行う。</p> <p>(軽油引取税に係る更正、決定等に関する通知)</p> <p>第134条の42 法第144条の44第4項の規定による更正又は決定の</p>	<p>ればならない。</p> <p>(たばこ税に係る更正、決定等に関する通知)</p> <p>第123条 法第74条の20第4項の規定による更正又は決定の通知、 法第74条の23第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告 加算金額の決定の通知及び法第74条の24第5項の規定による重 加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。</p> <p>(ゴルフ場利用税に係る更正及び決定に関する通知)</p> <p>第133条 法第87条第4項の規定による更正又は決定の通知、法第 90条第6項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額 の決定の通知及び法第91条第5項の規定による重加算金額の決 定の通知は、規則で定める通知書によって行う。</p> <p>(軽油引取税に係る更正、決定等に関する通知)</p> <p>第134条の42 法第144条の44第4項の規定による更正又は決定の</p>
--	--

<p>通知、<u>法第144条の47第7項</u>の規定による過少申告加算金額又は 不申告加算金額の決定の通知及び<u>法第144条の48第5項</u>の規定に よる重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によつて 行う。</p> <p>(環境性能割の非課税)</p> <p>第136条の2 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号 イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が、地 域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維 持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行 する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の 用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバ スの取得が<u>令和7年3月31日</u>までに行われたときに限り、第135 条の2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。</p>	<p>通知、<u>法第144条の47第6項</u>の規定による過少申告加算金額又は 不申告加算金額の決定の通知及び<u>法第144条の48第5項</u>の規定に よる重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によつて 行う。</p> <p>(環境性能割の非課税)</p> <p>第136条の2 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号 イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が、地 域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維 持が困難になっているものとして、国と協調して県がその運行 する車両の購入に係る補助金の交付の対象とした路線の運行の 用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバ スの取得が<u>令和5年3月31日</u>までに行われたときに限り、第135 条の2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。</p> <p><u>2. 法第157条第1項第1号ロ</u>（同条第4項又は第5項において準 用する場合を含む。）又は第2号ロ若しくは第3号ロ（これら</p>
---	---

<p>2 法第157条第1項第3号イ若しくはロ又は第2項第3号イ若しくはロに掲げる軽油自動車に対しては、当該軽油自動車の取得が令和4年4月1日から令和5年12月31日までの間に行われたときに限り、第135条の2第1項の規定にかかわらず、環境性能</p>	<p>の規定を同条第5項において準用する場合を含む。)に掲げる自動車に対しては、当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(第137条の6第2項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第135条の2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。</p> <p>3 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車のうち、同号イ(1)に規定する平成30年軽油軽中量車基準又は同号イ(1)に規定する平成21年軽油軽中量車基準に適合する乗用車(同号イ又はロに掲げる乗用車を除く。)に対しては、当該軽油自動車は取得が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に行われたときに限り、第135条の2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。</p> <p>4 法第157条第1項第3号イ若しくはロ又は第2項第3号イに掲げる軽油自動車に対しては、当該軽油自動車の取得が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、第135条の2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。</p>
--	---

<p>割を課さない。</p> <p>(環境性能割の税率の特例)</p> <p>第137条の6 略</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第138条 種別割の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号から第5号までに掲げる種別割以外の種別割 次の表の通常税率の欄に定める額</p>	<p>ない。</p> <p>(環境性能割の税率の特例)</p> <p>第137条の6 略</p> <p>2. <u>自家用の乗用車に対する前条第2項及び第3項の規定の適用</u>については、<u>当該自家用の乗用車の取得が特定期間に行われた</u> <u>ときに限り、前条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、前条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。</u></p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第138条 種別割の税率は、1台について1年当たり、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号から第6号までに掲げる種別割以外の種別割 次の表の通常税率の欄に定める額</p>
---	---

<p>(2) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車又は同項第5号に規定する石油ガス自動車で平成25年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及び電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車（以下この条及び次条において「天然ガス自動車等」という。）並びに家用の乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。）並びに特種用途自動車のうち乗用車に類する教習車及びキヤンピング車（以下この条及び次条において「家用乗用車等」という。）を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額</p> <p>(3) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等及び家用乗</p>	<p>(2) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車又は同項第5号に規定する石油ガス自動車で平成22年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車、法附則第12条の3第1項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及び電力併用自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車（以下この条及び次条において「天然ガス自動車等」という。）並びに家用の乗用車（3輪の小型自動車であるものを除く。）並びに特種用途自動車のうち乗用車に類する教習車及びキヤンピング車（以下この条及び次条において「家用乗用車等」という。）を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額</p> <p>(3) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成24年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等及び家用乗</p>
---	---

<p>用車等を除く。)に係る最初の新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額</p> <p>(4) 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車で令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に最初の新規登録を受けた日の属する年度分の種別割 次の表の最大軽課税率の欄に定める額</p>	<p>用車等を除く。)に係る最初の新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額</p> <p>(4) 法附則第12条の3第2項第1号から第3号までに掲げる自動車のうち自家用の乗用車で令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和4年度分の種別割及び同項第1号から第3号までに掲げる自動車のうち自家用の乗用車で令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和5年度分の種別割 次の表の最大軽課税率の欄に定める額</p> <p>(5) 法附則第12条の3第5項各号に掲げる自動車(自家用の乗用車を除く。以下この号において同じ。)で令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和4年度分の種別割及び同項各号に掲げる自動車</p>
--	---

<p>(5) 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車のうち営業用の自動車（前号の規定の適用を受けるものを除く。）で令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る当該最初の新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割 次の表の最小軽課税率の欄に定める額</p>	<p>表の最大軽課税率の欄に定める額</p> <p>(6) 法附則第12条の3第6項各号に掲げる自動車のうち営業用の自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この号において同じ。）で令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和4年度分の種別割及び同項各号に掲げる自動車のうち営業用の自動車</p> <p>で令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に最初の新規登録を受けたものに係る令和5年度分の種別割 次の表の最小軽課税率の欄に定める額</p>
<p>略</p> <p>2 前項の表(2)アのaからmまで及び(2)イのaからmまでに掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに係る種別割の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について1年当たり、同項に定める額に、同項第1号に掲げる種別割にあつては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第2号又は第3号に掲げる種別割にあつては同表の重課税率の欄に定める額</p>	<p>略</p> <p>2 前項の表(2)アのaからmまで及び(2)イのaからmまでに掲げる自動車のうち最大乗車定員が4人以上であるものに係る種別割の税率は、同項の規定にかかわらず、1台について1年当たり、同項に定める額に、同項第1号に掲げる種別割にあつては次の表の通常税率の欄に定める額を、同項第2号又は第3号に掲げる種別割にあつては同表の重課税率の欄に定める額</p>

<p>を、同項第4号に掲げる種別割にあっては同表の最大軽課税率の欄に定める額を、同項第5号に掲げる種別割にあっては同表の最小軽課税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。</p>	<p>を、同項第4号及び同項第5号に掲げる種別割にあっては同表の最大軽課税率の欄に定める額を、同項第6号に掲げる種別割にあっては同表の最小軽課税率の欄に定める額を、それぞれ加算した額とする。</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>第139条 令和元年9月30日までに最初の新規登録を受けた自家用乗用車等であって、鳥取県条例等の一部を改正する条例（平成28年鳥取県条例第33号）第3条の規定による改正前の鳥取県税条例（以下この条において「旧条例」という。）第135条第1項の規定により旧条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに最初の新規登録を受けた自家用乗用車等であって地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律並びに旧条例第136条、第137条及び第137条の2の規定により旧条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）</p>	<p>第139条 令和元年9月30日までに最初の新規登録を受けた自家用乗用車等であって、鳥取県条例等の一部を改正する条例（平成28年鳥取県条例第33号）第3条の規定による改正前の鳥取県税条例（以下この条において「旧条例」という。）第135条第1項の規定により旧条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに最初の新規登録を受けた自家用乗用車等であって地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律並びに旧条例第136条、第137条及び第137条の2の規定により旧条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）</p>

<p>又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして総務省令で定めるものの用に供されたことがある自家用乗用車等であって令和元年10月1日以後に最初の新規登録を受けたものに対して課する種別割の税率は、前条の規定にかかわらず、1台について1年当たり、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる種別割以外の種別割 次の表の通常税率の欄に定める額</p> <p>(2) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車又は同項第5号に規定する石油ガス自動車で平成25年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額</p> <p>(3) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車その他の前</p>	<p>又は同日までに法の施行地外において法第146条第2項に規定する運行に相当するものとして総務省令で定めるものの用に供されたことがある自家用乗用車等であって令和元年10月1日以後に最初の新規登録を受けたものに対して課する種別割の税率は、前条の規定にかかわらず、1台について1年当たり、次の各号に掲げる種別割の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号から第3号までに掲げる種別割以外の種別割 次の表の通常税率の欄に定める額</p> <p>(2) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車又は同項第5号に規定する石油ガス自動車で平成22年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額</p> <p>(3) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車その他の前</p>
---	---

<p>号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額</p> <p>略</p>	<p>号に掲げる自動車以外の自動車で平成24年3月31日までに最初の新規登録を受けたもの（天然ガス自動車等を除く。）に係る最初の新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度以後の年度分の種別割 次の表の重課税率の欄に定める額</p> <p>略</p>
<p>(産業廃棄物処分場税に係る更正及び決定に関する通知)</p> <p>第228条 法第733条の16第4項の規定による更正又は決定の通知、法第733条の18第8項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第733条の19第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。</p> <p>附 則</p>	<p>(産業廃棄物処分場税に係る更正及び決定に関する通知)</p> <p>第228条 法第733条の16第4項の規定による更正又は決定の通知、法第733条の18第7項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第733条の19第5項の規定による重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書によって行う。</p> <p>附 則</p>

<p>(国の税制改正に伴う検討)</p> <p>第18条 略</p> <p><u>(不動産取得税の減額等)</u></p> <p>第19条 知事は、心身障害者を多数雇用するものとして規則で定める事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第49条第1項第6号の助成金の支給を受け、当該事業所の事業の用に供する施設で規則で定めるものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、当分の間、当該税額から価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受けようとする事業主は、知事が別に定める期日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に、同項に規定する助成金の支給を受けたことを証明する書類及び当該施</p>	<p>(国の税制改正に伴う検討)</p> <p>第18条 略</p>
--	------------------------------------

設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したことを証明する書類を添付して、知事に提出しなければならぬ。

- (1) 施設を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称
- (2) 施設の所在、家屋番号、床面積及び名称
- (3) 施設を取得した年月日
- (4) 支給を受けた助成金の額及び支給を受けた年月日

3 第1項に規定する施設の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税の還付については、法第73条の25から第73条の27までの規定の例による。

4 法第73条の25第1項の規定の例により不動産取得税の税額の徴収猶予の適用を受けようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申告書に、助成金の支給を受けたことを証明する書類を添付して、第84条第1項の規定による申告をする際に併せて知事に提出しなければならぬ。

<p>(1) <u>施設を取得した者の住所又は所在地及び氏名又は名称</u></p> <p>(2) <u>施設の所在、家屋番号、床面積及び名称</u></p> <p>(3) <u>施設を取得した年月日</u></p> <p>(4) <u>支給を受ける助成金の予定金額及び支給を受ける予定年月日</u></p> <p>5 <u>法第73条の27第1項の規定の例により不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額並びに前項各号に掲げる事項を記載した還付申請書を知事に提出しなければならない。</u></p>	
--	--

第2条 鳥取県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

	改	正	後	正	前
(環境性能割の非課税)					
(環境性能割の非課税)					(環境性能割の非課税)

<p>第136条の2 略</p>	<p>第136条の2 略</p>
<p>2 <u>法第157条第1項第3号イ若しくはロ又は第2項第3号イ若しくはロに掲げる軽油自動車に対しては、当該軽油自動車の取得が令和4年4月1日から令和5年12月31日までの間に行われたときに限り、第135条の2第1項の規定にかかわらず、環境性能割を課さない。</u></p>	<p>2 法第157条第2項（同条第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。）に掲げる自動車（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。</p>
<p>(環境性能割の税率)</p>	<p>(環境性能割の税率)</p>
<p>第137条の5 法第157条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。</p>	<p>第137条の5 法第157条第1項（同条第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。）に掲げる自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。</p>
<p>2 法第157条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）に掲げる自動車（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。</p>	<p>2 法第157条第2項（同条第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。）に掲げる自動車（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中鳥取県条例第52条、第53条の8、第53条の16、第63条、第123条、第133条、第134条の42及び第228条の改正規定並びに第1条の規定による改正後の鳥取県条例(以下「新条例」という。)第136条の2第2項の改正規定(同項中「第2項第3号イ」の次に「若しくはロ」を加える部分に限る。) 令和6年1月1日

(2) 第2条の規定 令和7年4月1日

(自動車税に関する経過措置)

第2条 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)又は前条第1号に掲げる規定の施行の日(以下「1号施行日」という。)以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日又は1号施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、それぞれ、なお従前の例による。

2 第2条の規定による改正後の鳥取県条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、同条の規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

第3条 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和5年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和4年度分ま

での自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(規則への委任)

第4条 第211回国会において地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第 号）が原案どおり成立しない場合における鳥取県税条例の適用に関し必要な事項その他この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。